

倉庫や資材置場における墜落災害防止対策の徹底を図りましょう!

労働安全衛生規則において「事業者は、**高さが2m以上**の作業床の端、開口部等で墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所には、**囲い、手すり、覆い等**を設けなければならない。」と墜落防止措置が必要なことが規定されています。

しかし、倉庫や資材置場においては、十分な墜落防止措置が取られないまま荷下ろし作業などが行われていることがあります。

墜落・転落災害は死亡・重篤災害につながりやすいことから適切な墜落防止措置が講じられているか、自社の倉庫等を点検しましょう。

なお、作業頻度が少ない場合でも墜落防止措置は必要となりますので、ご注意ください。

災害事例

(※十日町署管外)

事例番号	傷病状況	災害発生状況
事例1	半身不随	会社敷地内にある倉庫において、A型バリケードの整理作業を行っていた労働者が 高さ2.1m から墜落した。
事例2	死亡	道具を倉庫内に片付けしている際に1階から道具の引き上げ作業を行っていた労働者が2階の開口部(高さ2.8m)より墜落した。
事例3	死亡	資材置場で足場板の片付け作業を行っていた労働者が資材置場2階(高さ2.3m)より墜落した。



(手すり等を設置した例)